

iDA 健康保険組合個人情報保護対策

同意を要する事項について

当健保組合においては、以下の事項について、従来どおりの取り扱いにさせていただくこととしましたが、これらの事項はいずれも第三者提供に該当するため、本人同意が必要となります。

なお、加入者本人にとって利益となるもの、または事業主側の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも本人にとって合理的であるとは言えないものについては、厚生労働省のガイドラインによって包括的な同意でよいこととなっています。

したがって、当組合では、以下の事項について、ここに掲示したことにより同意を得たものとさせていただきますので、同意されない方につきましては、当組合の個人情報相談窓口までご連絡ください。

※個人情報相談窓口

iDA 健康保険組合

tel:06-6251-7639

受付時間 9：30～12：30/13：30～18：00（土曜、日曜、祝日、年末年始除く）

1. 高額療養費（高額な医療費が発生した場合の医療費の還付金）を本人の申請に基づかず、事業主経由で支給すること。
2. 付加給付金を本人の申請に基づかず、事業主経由で行うこと。
3. 出産育児一時金など現金による給付を事業主経由で支給すること。
4. 医療費通知（患者名、診療月、医療費、医療機関名等の受診通知）を世帯単位でまとめて行うこと。
5. インフルエンザ予防接種の補助金の支給を被保険者に事業主経由で支給すること。

※4の医療費通知につきましては、加入者本人だけでなく、家族の方の同意も要する事項となりますので、家族の方で同意されない方につきましても、当組合の個人情報相談窓口までご連絡ください。